

地域子供の未来応援交付金 概要



令和2年8月
内閣府子どもの貧困対策担当

目次

・ 地域子供の未来応援交付金創設の趣旨.....	1
・ 地域子供の未来応援交付金の活用状況.....	2
・ これまでの交付金活用自治体（令和2年7月31日現在）.....	3
・ 地域子供の未来応援交付金ポンチ絵.....	4
・ 交付金の活用促進に向けて.....	5
・ 事業内容の見直し（平成30年2月）.....	6
・ 事業内容の見直し（平成31年2月）.....	7
・ 事業内容・事業区分の見直し（令和2年3月）.....	7
・ 各事業を効果的に実施するための留意事項等について.....	8
・ 実態調査の調査項目の具体的事例.....	9
・ 実態調査分析の具体的事例.....	10
（参考）地域子供の未来応援交付金を活用した先進事例	
・ 地域子供の未来応援交付金を活用した先進事例のポイント.....	13
・ （参考1）実態調査・整備計画 「子どもの生活に関する実態調査及び計画策定事業」【大阪府】.....	14
・ （参考2）子供等支援事業・体制整備 「子どもの居場所ネットワーク形成支援事業」【岩手県】.....	15
・ （資料2）子供等支援事業・体制整備 「子どもの居場所創設サポート事業」【神奈川県相模原市】.....	16
・ （参考2）子供等支援事業・体制整備 「小学校放課後補充学習事業」【佐賀県基山町】.....	17
・ （参考2）子供等支援事業・体制整備 「子ども食堂への支援」【高知県】.....	18
・ （参考3）研修の実施 「地域コーディネーター養成事業」【高知県】.....	19
・ 「地域子供の未来応援交付金」スケジュール.....	20

地域子供の未来応援交付金の趣旨

日本の未来、地域の未来を担う子供たちは、国、そして地域の一番の宝です。

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要です。

子供の貧困の実態は、見えにくく捉えづらいついと言われます。子供の貧困対策を推進し、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるためには、教育、福祉の分野をはじめ、地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に応じた効果的な施策が講じられる必要があります。

「地域子供の未来応援交付金」は、子供の貧困対策に取り組む地方自治体による、地域における実態調査、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として平成27年度補正予算において創設され、平成30年度から当初予算化されました。

さらに、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村の計画策定が努力義務化され、市町村を始めとする地方自治体の果たす役割はますます大きくなっています。

「地域子供の未来応援交付金」では、実態を把握するための調査、整備計画の策定、子供たちと支援を結びつける事業、連携体制の整備など、地方自治体の様々な取組を支援しています。

是非、この交付金を活用し、地域における子供の貧困対策を推進していただきますようお願い申し上げます。



地域子供の未来応援交付金の活用状況

平成27年度の交付金創設から、これまで**315地方自治体(38道府県、277市町村)**に対し、交付決定を行いました。(令和2年7月31日現在)
令和元年度補正予算で2.6億円、令和2年度当初予算で1.5億円を計上しています。

令和2年度 地域子供の未来応援交付金の交付決定状況

区分	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定(注)	30	1.06	0.34
(2) 子供支援・体制整備・研修事業	54	4.62	1.35
合計	84	5.68	1.69

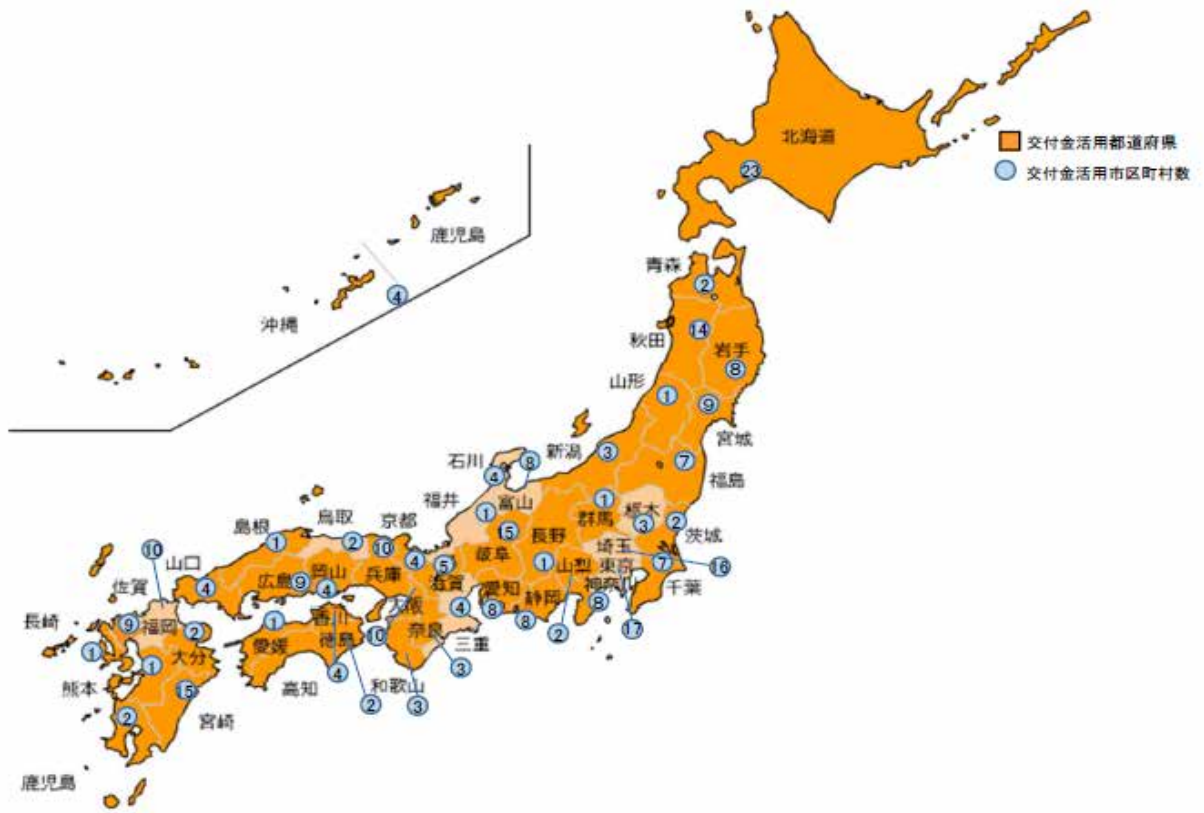
(参考) 平成28年度～令和元年度の執行状況

区分	年度	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定(注)	元	33	0.98	0.44
	30	99	3.09	1.91
	29	110	3.19	2.15
	28	61	2.29	1.44
(2) 子供支援・体制整備・研修事業等 事業メニューや区分の見直しを行ってきた ため、現行メニューにない旧事業も含む	元	43	2.13	0.71
	30	36	1.83	0.57
	29	32	0.75	0.38
	28	16	1.50	0.57
合計	元	76	3.11	1.15
	30	135	4.92	2.48
	29	142	3.94	2.53
	28	79	3.79	2.01

(注) 実態調査・計画策定の内訳

実態調査のみ 202件(13・16・88・77・8件)【令和2・元・平成30・29・28年度】
 計画策定のみ 17件(4・10・1・2・0件)【同上】
 実態調査+計画策定 114件(13・7・10・31・53件)【同上】

これまでの交付金活用自治体(令和2年7月31日現在)



都道府県: 38

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

市区町村: 277(うち、政令指定都市17)

札幌市、旭川市、弟子屈町、函館市、江別市、北広島市、石狩市、泊村、上富良野町、中富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、広尾町、幕別町、清里町、小樽市、江差町、下川町、遠軽町、洞爺湖町、豊浦町、音更町、弘前市、おいらせ町、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、紫波町、北上市、金ヶ崎町、矢巾町、柴田町、利府町、大河原市、松島町、白石市、美里町、石巻市、多賀城市、塩竈市、秋田市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、横手市、潟上市、三種町、大館市、湯沢市、大仙市、小坂町、能代市、五城目町、羽後町、山形市、福島市、矢吹町、伊達市、いわき市、須賀川市、白河市、南相馬市、行方市、つくば市、宇都宮市、小山市、那須塩原市、館林市、さいたま市、富士見市、小川町、草加市、ふじみ野市、坂戸市、吉川市、川越市、秩父市、久喜市、川口市、戸田市、入間市、上里町、朝霞市、蓮田市、千葉市、柏市、いすみ市、習志野市、松戸市、白井市、船橋市、足立区、北区、町田市、日野市、板橋区、墨田区、八王子市、豊島区、世田谷区、武蔵野市、府中市、狛江市、三鷹市、清瀬市、武蔵村山市、中央区、大田区、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、横須賀市、秦野市、藤沢市、伊勢原市、新潟市、長岡市、湯沢町、高岡市、黒部市、砺波市、南砺市、小矢部市、射水市、魚津市、氷見市、能美市、金沢市、小松市、宝達志水町、越前市、中央市、身延町、辰野町、多治見市、瑞浪市、土岐市、本巣市、八百津町、瑞穂市、岐阜市、高山市、関市、美濃加茂市、各務原市、山県市、大野町、御高町、可児市、浜松市、静岡市、掛川市、沼津市、島田市、磐田市、三島市、富士市、名古屋市の、新城市、豊橋市、豊川市、小牧市、瀬戸市、豊明市、みよし市、名張市、鳥羽市、亀山市、御浜町、彦根市、大津市、湖南市、草津市、米原市、京都市、南丹市、福知山市、亀岡市、大阪市、堺市、寝屋川市、能勢町、枚方市、箕面市、八尾市、東大阪市、茨木市、豊中市、西宮市、宝塚市、尼崎市、加古川市、川西市、三田市、加東市、姫路市、赤穂市、丹波市、奈良市、平群町、王寺町、橋本市、和歌山市、新宮市、鳥取市、智頭町、美郷町、美咲町、鏡野町、倉敷市、笠岡市、広島市、尾道市、呉市、福山市、府中市、庄原市、安芸高田市、府中町、三原市、宇部市、周南市、下関市、防府市、鳴門市、藍住町、宇多津町、三豊市、高松市、善通寺市、松山市、福岡市、北九州市、うきは市、八女市、宗像市、久留米市、田川市、みやま市、古賀市、川崎町、武雄市、嬉野市、佐賀市、玄海町、基山町、みやき町、白石町、唐津市、有田町、大村市、熊本市、大分市、宇佐市、日南市、日向市、えびの市、高鍋町、都城市、串間市、宮崎市、延岡市、小林市、西都市、高千穂町、三股町、高原町、木城町、鹿児島市、日置市、豊見城市、今帰仁村、宜野湾市、久米島町

沖縄県においては、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を別途実施

地域子供の未来応援交付金

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

内閣府

地方自治体

(1) 実態調査・計画策定

- ・補助率: 1 / 2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円()の合計

実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握



支援体制の整備計画策定

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画の策定
令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画の策定が努力義務化



(2) 子供等支援事業

- ・補助率: 1 / 2
- ・補助基準額: 最高1,500万円()の合計、最高300万円()

子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・子供食堂等の居場所づくり事業



連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携



研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等



地域における総合的な支援体制の確立

交付金の活用促進に向けて

より多くの地方自治体に御活用いただけるような取組を進めています。

より、使い勝手がよく、柔軟に活用できるよう、**交付要件を弾力化**(平成28年9月)【下図】し、**事業内容の見直し**(平成30年2月、平成31年2月)【P6,7】を行いました。

実態調査の調査項目の**具体的事例を公表**【P9】するとともに、調査分析の**具体的事例を公表**【P10,11】します。

実態調査・整備計画、子供等支援事業・体制整備などの**先進事例を公表**【P12~19】します。

各都道府県等で、市町村担当者を対象とする説明会を開催いただける場合には、**職員の派遣等の協力**を行っています。

< 交付要件の弾力化 >

平成28年8月まで

とをセットで、必ず下記の順に行う必要がありました。

実態調査
資源量の把握・計画策定

連携体制の整備

地方自治体独自の
先行的なモデル事業

平成28年9月から

利便性の向上のため、

だけを実施することが可能(をセットで行う必要なし)になりました。

~ について既存のものがあれば、次のプロセスへ進めるようになりました。

例えば・・・

調査だけでも行う場合

実態調査

既存の計画がある場合

実態調査

連携体制の整備

既存の連携体制がある場合

実態調査

モデル事業

事業内容の見直し(平成30年2月)

「実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握並びに支援体制の整備計画策定」における事業内容の変更

従来は、「(1) 支援体制の整備計画策定」と同時に実施することとしていた「支援ニーズに応える資源量把握」について、地域の実情を把握する上では、「(1) 実態調査・分析」と同時に実施する方が効率的、効果的であると考えられることから、同事業を、「(1) 実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握」、「(1) 支援体制の整備計画策定」とすることとする。

(現行)

(1) 実態調査

(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】

- ・ 貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査

(1) 支援体制の整備計画策定

(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】

- ・ 支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握
- ・ 支援体制の整備計画の策定

(変更後)

(1) 実態調査・資源量の把握

(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】

- ・ 貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・ 支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

(1) 支援体制の整備計画策定

(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】

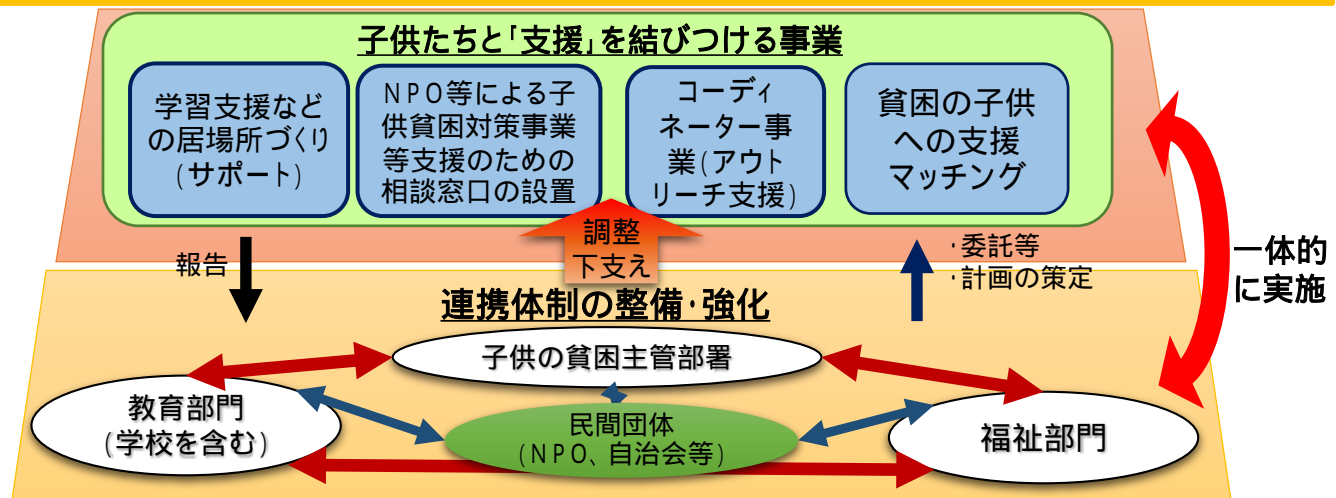
- ・ 支援体制の整備計画の策定

ただし、補助金基準額は、1(1)、(2)を合算したものとする。

「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」の実施

従来は、順次実施するとされていた「2 コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備」、「3 地方自治体独自の先行的なモデル事業」

子供たちと「支援」を結びつける事業を実際に実施することを通じて連携体制を整備するため、**両事業を一体的に実施する「2子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」を実施**



「地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業」の市町村での実施

従来、都道府県でのみ実施が可能であった研修事業を市町村において実施した方が有効であると認められる場合、市町村でも実施を可能とする。(当該研修事業は、子供の貧困対策従事者等のための研修事業であり、広く一般市民を対象とした広報・啓発を目的とした事業は対象外である。)

事業内容の見直し(平成31年2月)

「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」の実施における要件の緩和

「(2)子供等支援事業・連携体制整備」については、これまで「(1) 実態調査・分析等」及び「(1) 支援体制の整備計画策定」を事前もしくは同時に実施することとしていた。

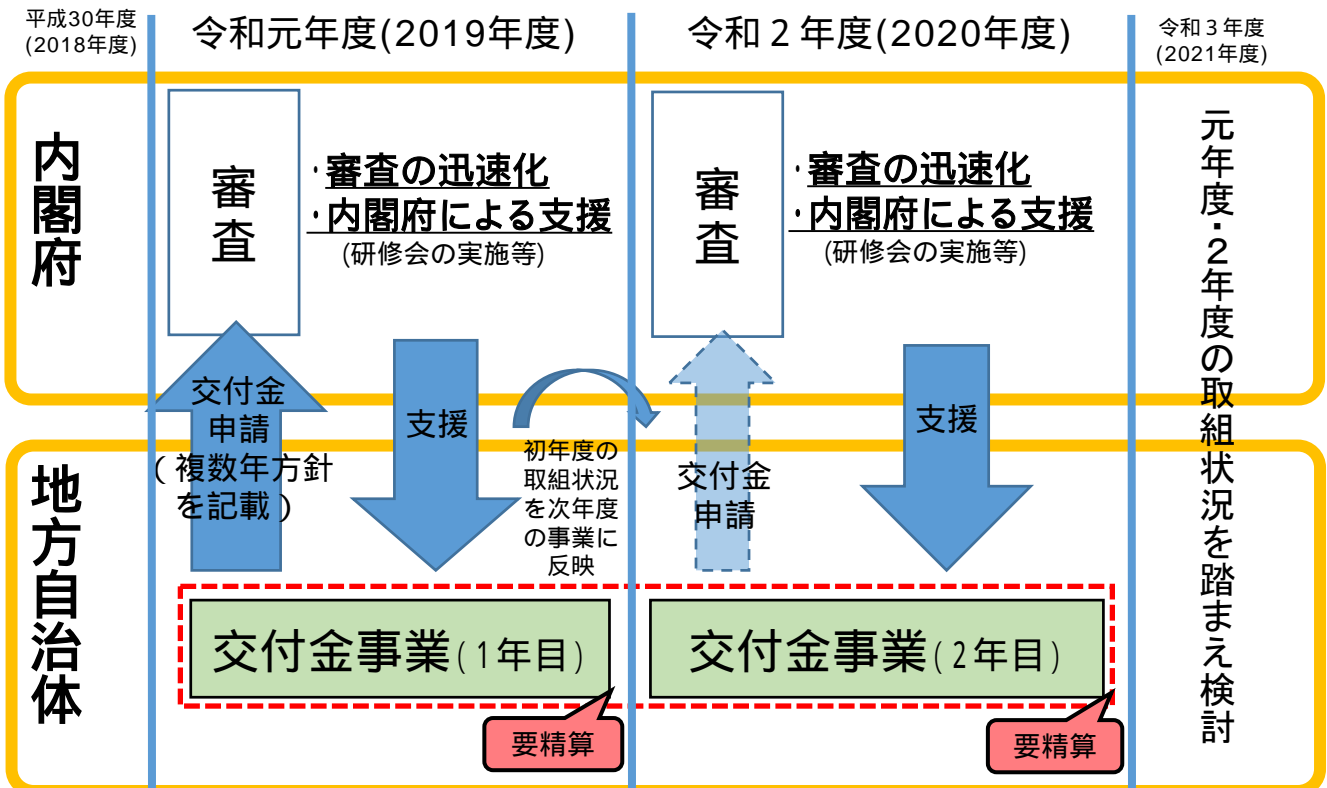
今後は、地方自治体の実施状況及び要望等を踏まえ、「(2)子供等支援事業・連携体制整備」の効果的な実施のために、「(1) 実態調査・分析等」及び「(1) 支援体制の整備計画策定」を実施することが望ましいが、前提とはしないこととする。

「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」の実施

「(2)子供等支援事業・連携体制整備」については、原則として単年での実施としており、事業等の拡充を行った場合等において、継続実施を可能としてきました。

ただ、子供の貧困対策は短期間での定着が難しく、多くの自治体から複数年での事業実施の要望があったことから、複数年度(当面は2年間)の事業申請を受け付けることとします。

- ・交付申請及び精算は毎年度実施(このため、自治体における複数年契約は不可)
- ・当初年度の申請には複数年度(2年間)の方針を記載(2年目の申請審査は原則簡略化)



事業内容・事業区分の見直し(令和2年3月)

子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備の単独実施

運用の弾力化により、同時実施だった「子供支援事業」と「連携体制整備」の単独実施を可能とした。
「実態調査」・「計画策定」と同じ運用

事業区分において、「研修事業」の「子供支援事業・連携体制整備」への組み込み

別の事業区分であった「(3)研修事業」を「(2)子供支援事業・連携体制整備」に組み込んだ。

各事業を効果的に実施するための留意事項等について

実態調査の回収率上昇のための取組の推進

実態調査の実施に当たっては、調査票の回収率が低いことが指摘されています。これまでの実施状況を分析すると、教育委員会等と連携をし、学校等を通じた調査票の配布、回収した場合、実態調査の回収率が高くなっていることから、こうした実績も踏まえ、実態調査の回収率上昇のための取組を推進してください。

実態調査、分析における効果的な実施のための取組の推進

実態調査、分析の実施に当たっては、有効な分析がなされていないケースがあることが指摘されています。こうしたことから、調査実績のある大学等の外部有識者や調査機関、地域の実情に知見を有しているNPO団体等の協力を得るなど、実態把握を行う上で有効な調査・分析とするための取組を推進してください。

事業の実施にあたり交付申請時の成果目標の設定及び実施報告時の事業成果の報告の実施

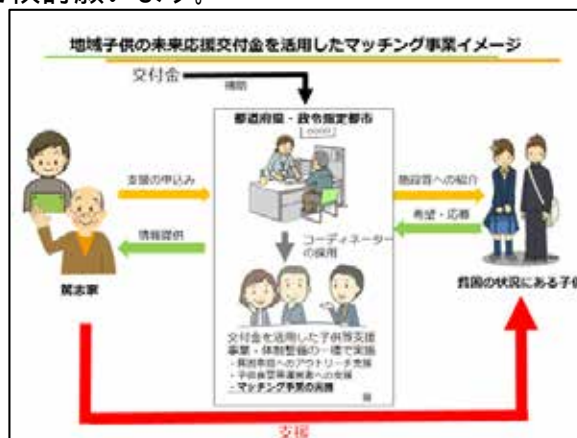
事業の実施にあたり、実施成果を測るために成果目標の設定の必要性について指摘されています。こうしたことから、事業の実施に際し、交付申請時に各事業ごとに成果目標を設定することとします。また、実施報告書提出時に事業実施成果の報告、成果目標達成の可否について報告するものとします。(ただし、1(1)実態調査・資源量の把握、1(2)支援体制の整備計画策定、2(2)体制整備を除く)

過年度からの継続実施について

「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」事業については、地域の実情と課題を踏まえ、過年度における事業実施の中で浮かび上がった課題等に対応するための事業の拡充等を行い、その地域において先行的な事業と認められる場合、かつ当該先行的事業を地域に根付かせるために交付金を活用して翌年度も実施する必要性が認められる場合は、その立ち上げ期において継続実施の対象となり得えます。

貧困の子ども支援マッチング事業実施について

「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」事業においては、都道府県等による篤志家と貧困の状況にある子供への支援マッチング事業(詳細は下記のポンチ絵参照)の実施が可能であることから、その実施について検討願います。



実態調査の調査項目の具体的事例

(1) 共通調査項目(子供向け)

- ・本人の性別、学習環境、学習習慣、学習成績、授業の理解度、授業についていけなくなった時期、進学希望、部活動等の状況、部活動等を行わない理由、食事の頻度、就寝時間の規則性、信頼できる大人・友人、主観的幸福(生活満足度)、精神状態、逆境体験、支援の利用状況、支援の効果

No.	調査項目	設問文・選択肢	補足事項
子-18	支援の利用状況	あなたは、次のa～dのような場所を利用したことがありますか。また、「②利用したことはない」場合、今後利用したいと思いませんか。(a～dそれぞれについて、あてはまるもの1つに○) a) (自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など) b) (自分や友人の家以外で)夕ごはんを無料で安く食べることができる場所(子供食堂など) c) 勉強を無料でみてくれる場所 d) (家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む。) ① 利用したことがある ② 利用したことはない 1) あれば利用したいと思う 2) 今後も利用したいと思わない 3) 今後利用したいかどうか分からない	a～dについては、自治体により、具体的な事業名を例示したり、項目の変更、追記等が可能。

(2) 共通調査項目(親向け)

- ・回答者の続柄、居住地域、世帯人数、家族構成、親の婚姻状況、ひとり親の養育費受取状況、家庭で使用している言語、親の学歴、親の雇用形態、就労していない理由、幼児期の教育(0-2歳)、幼児期の教育(3-5歳)、保護者の関わり方、学校行事への参加、進学の見通し、想定する進学先の理由、保護者の頼れる相手、暮らし向き(主観)、世帯収入、滞納・欠乏経験、精神状態、支援の利用状況

No.	調査項目	設問文・選択肢	補足事項
親-20	滞納・欠乏経験	あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの1つに○) ① よくあった ② とまどきあった ③ まれにあった ④ まったくなかった	

具体的な調査項目や設問文・選択肢等は、内閣府HP掲載「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(令和2年3月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当))の別添1「共通で調査することが望ましい項目」を参照。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r01/pdf-index.html>

実態調査分析の具体的事例

大阪府「子どもの生活に関する実態調査」(調査報告書を踏まえた課題と対応の方向性の整理について)

【調査項目の分析方法】

「経済状況」等の各調査項目の単純集計とともに、「就学援助」や「児童扶養手当(ひとり親世帯)」の受給有無について困窮度別にクロス集計を行う等により分析

【大阪府の今後の課題】(下記のグラフを参照)

困窮度 の世帯においても、「就学援助制度」は14.6%、「児童扶養手当」は10.1%が受けたことがない状況等が明らかとなった。**困窮世帯において本来受けることができる支援を受けていないことが考えられ、各種制度の利用に向けた取組みとともに、支援が届いていない世帯を制度やサービスにつなげる仕組みが必要。**

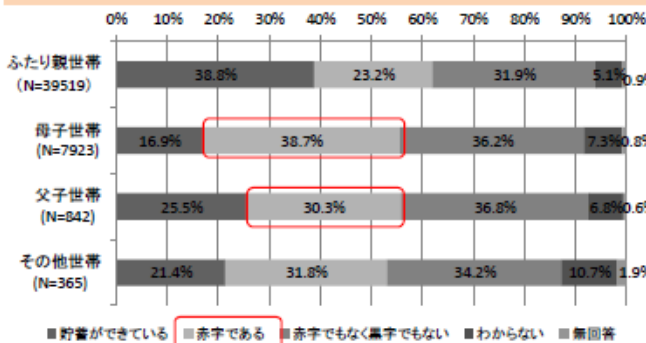
当該調査では、等価可処分所得が127.5万円未満の世帯を「困窮度」と分類している。

※本ページは「43市町村」の結果を掲載。「30市町村」の結果との比較はP28～29を参照

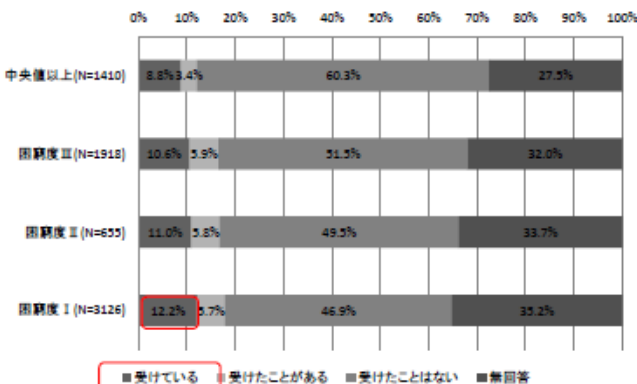
43市町村

■調査結果から分かったこと

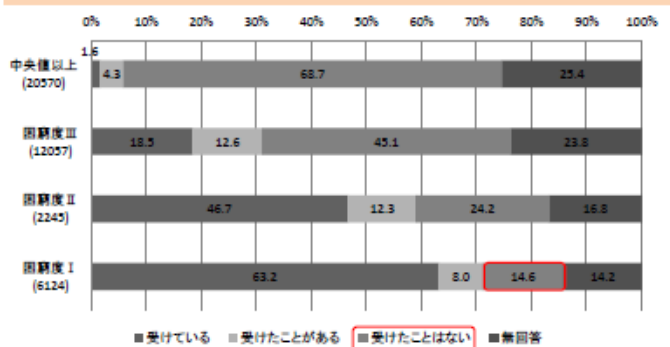
◇ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計(ふたり親世帯では約4分の1)



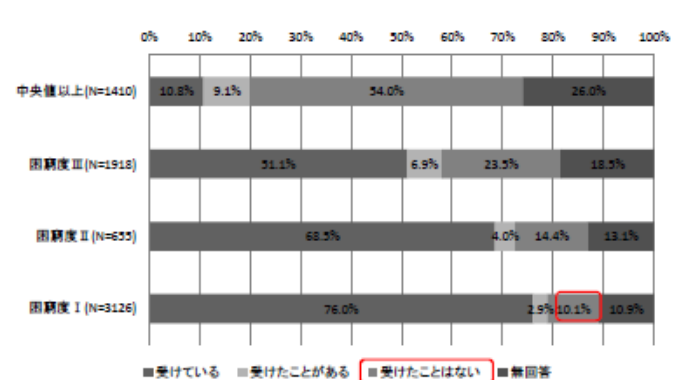
◇困窮度Ⅰのひとり親世帯で養育費を受けている割合は約1割である。



◇困窮度Ⅰの世帯で就学援助を受けたことがない世帯がある。



◇困窮度Ⅰのひとり親世帯で児童扶養手当を受けたことがない世帯がある。



大阪府「子どもの生活に関する実態調査」(調査報告書を踏まえた課題と対応の方向性の整理について)から抜粋

日南市 「子どものいる世帯の生活に関するアンケート」(保護者向け)

【調査項目の分析方法】

「経済状況」の調査項目と「塾や習い事に通っていますか」、「塾や習い事等に通っていない理由は何ですか」、「大学までの教育を希望されていますか」、との調査項目を分析

【分析結果】

下記のグラフを参照。

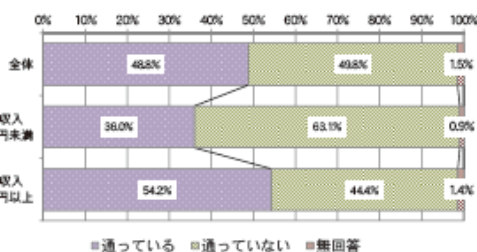
【日南市の課題】

世帯収入250万円未満の世帯では、経済的な理由から塾や習い事に通うことができない状況にあり、また、短大、大学等への進学も厳しい状況が見受けられる。 子供に対する悩みについても、教育費や進学への不安が伺え、今後の支援として、**低額で利用できる塾や家庭教師などの学習支援が望まれている。**

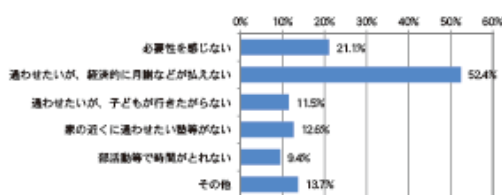
(2) 学習(塾や習い事)

市民アンケートの調査結果によると、世帯収入250万円以上の世帯で、塾や習い事に通っているとした回答が54.2%に対して、世帯収入250万円未満の世帯では36.0%となっています。通っていない理由をみると、世帯収入250万円未満の世帯では52.4%の方が、月謝などの経済的な理由と回答しています。

【塾や習い事をしている子どもの割合】



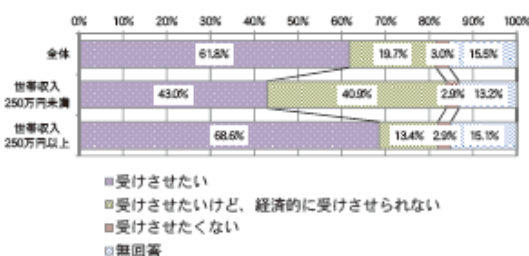
【塾や習い事に通っていない理由(世帯収入250万円未満)】



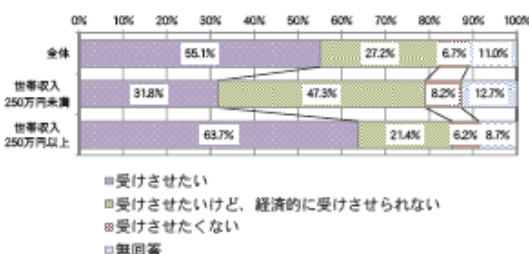
(3) 進学

市民アンケートの調査結果によると、世帯収入250万円未満の世帯では、「短大・専門学校までの教育」については40.9%、「大学までの教育」については47.3%が、経済的に受けさせられないと回答しています。

【短大・専門学校までの教育】



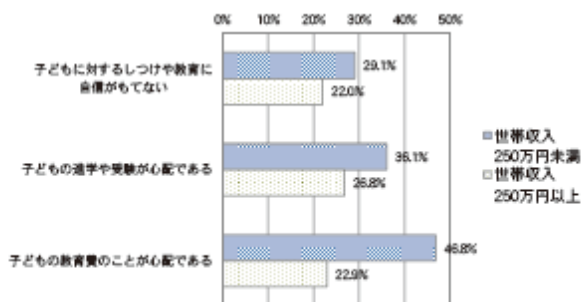
【大学までの教育】



(4) 教育・進学に対する悩み

市民アンケートの調査結果によると、お子さんのことについて、現在悩んでいることや心配していることは、世帯収入250万円未満の世帯では、「子どもの教育費のことが心配である」とした割合がもっとも高く46.8%、世帯収入250万円以上の世帯では、「子どもの進学や受験が心配である」が26.8%となっており、教育・進学に関する悩みが多くなっています。

【お子さんのことについて、現在悩んでいることや心配していること】



(参考)地域子供の未来応援交付金を活用した先進事例

- 地域子供の未来応援交付金を活用した先進事例のポイント..... 1 3
- (参考1) 実態調査・整備計画
「子どもの生活に関する実態調査及び計画策定事業」【大阪府】..... 1 4
- (参考2) 子供等支援事業・体制整備
「子どもの居場所ネットワーク形成支援事業」【岩手県】..... 1 5
- (参考2) 子供等支援事業・体制整備
「子どもの居場所創設サポート事業」【神奈川県相模原市】..... 1 6
- (参考2) 子供等支援事業・体制整備
「小学校放課後補充学習事業」【佐賀県基山町】..... 1 7
- (参考2) 子供等支援事業・体制整備
「子ども食堂への支援」【高知県】..... 1 8
- (参考3) 研修の実施
「地域コーディネーター養成事業」【高知県】..... 1 9

地域子供の未来応援交付金を活用した先進事例のポイント

〈大阪府〉 実態調査

府と市町が連携し、8万世帯を対象に大規模調査を実施。府と市町の調査結果を合わせることで、府全体の実態を把握



〈岩手県〉 子供等支援・体制整備事業(マッチング等連携)

子ども支援団体のネットワーク組織を支援し、企業や個人と子ども支援団体との寄付や食材提供等のマッチング等連携を促進



〈相模原市〉 子供等支援・体制整備事業(居場所創設サポート)

居場所づくりの総合相談窓口を市社会福祉協議会に設置し、居場所づくり検討・実施団体等を支援。立ち上げセミナー等も開催



〈佐賀県基山町〉 子供等支援・体制整備事業(学習支援)

実態調査を行い、その結果明らかになった課題への取組として、ひとり親等の貧困家庭にある子供達への学習支援を実施



〈高知県〉 子供等支援・体制整備事業(子ども食堂支援)

子ども食堂実施団体、社協、市町村、県との交流の場を開催。県社協にコーディネーターを配置し、子ども食堂の立ち上げや活動を支援。複数年養成してきた地域コーディネーターも活用



〈高知県〉 研修実施

地域で活動するコーディネーターを養成するため、複数年にわたって段階的な研修を実施



実態調査・整備計画「子どもの生活に関する実態調査及び計画策定事業」【大阪府】

【事業概要】

「子供及び保護者への調査」

子供及び保護者を対象に生活習慣や学習環境についての調査により、子供や家庭の実態を把握し、生活の質の向上と貧困連鎖の防止に向けた取組みについての効果的な方策を検証

「支援機関等への調査」

子供の貧困対策は、子供の成長段階に応じて切れ目なく支援を実施する必要があるため、就学前から高校生年齢の子供や家庭に関わる支援機関等への調査を実施し、支援者側からも事例等を収集し、課題の背景や子供のニーズを把握し、連携方策を検証

(調査対象:445件(保育所、学校、家庭児童相談室、民生・児童委員等))



【大阪府による実態調査】

実態調査を実施する13市町を除いた30市町村において、16,000人(8,000世帯)(小学校5年生、中学校2年生とその保護者)に対して郵送調査



【府内13市町*における実態調査】

13市町内の計144,260人(72,130世帯)(小学校5年生、中学校2年生とその保護者)に対し、学校を通じ、又は郵送で調査

* 大阪市、門真市、八尾市、豊中市、吹田市、能勢町、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市

府実施調査と府内13市町調査結果を合わせることで大阪府全体の子供及び保護者の生活環境等の実態把握

支援機関等の支援状況等の実態把握

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomo/index.html>

調査結果を踏まえ、

家計・収入・就業に関すること

食事に関すること

子供の教育環境に関すること

子供のつながりに関すること

親への相談支援に関すること

の各分野について、主な課題や今後の取組の方向性を整理



計画の策定
支援体制の整備



子供等支援事業・体制整備「子どもの居場所ネットワーク形成支援事業」【岩手県】

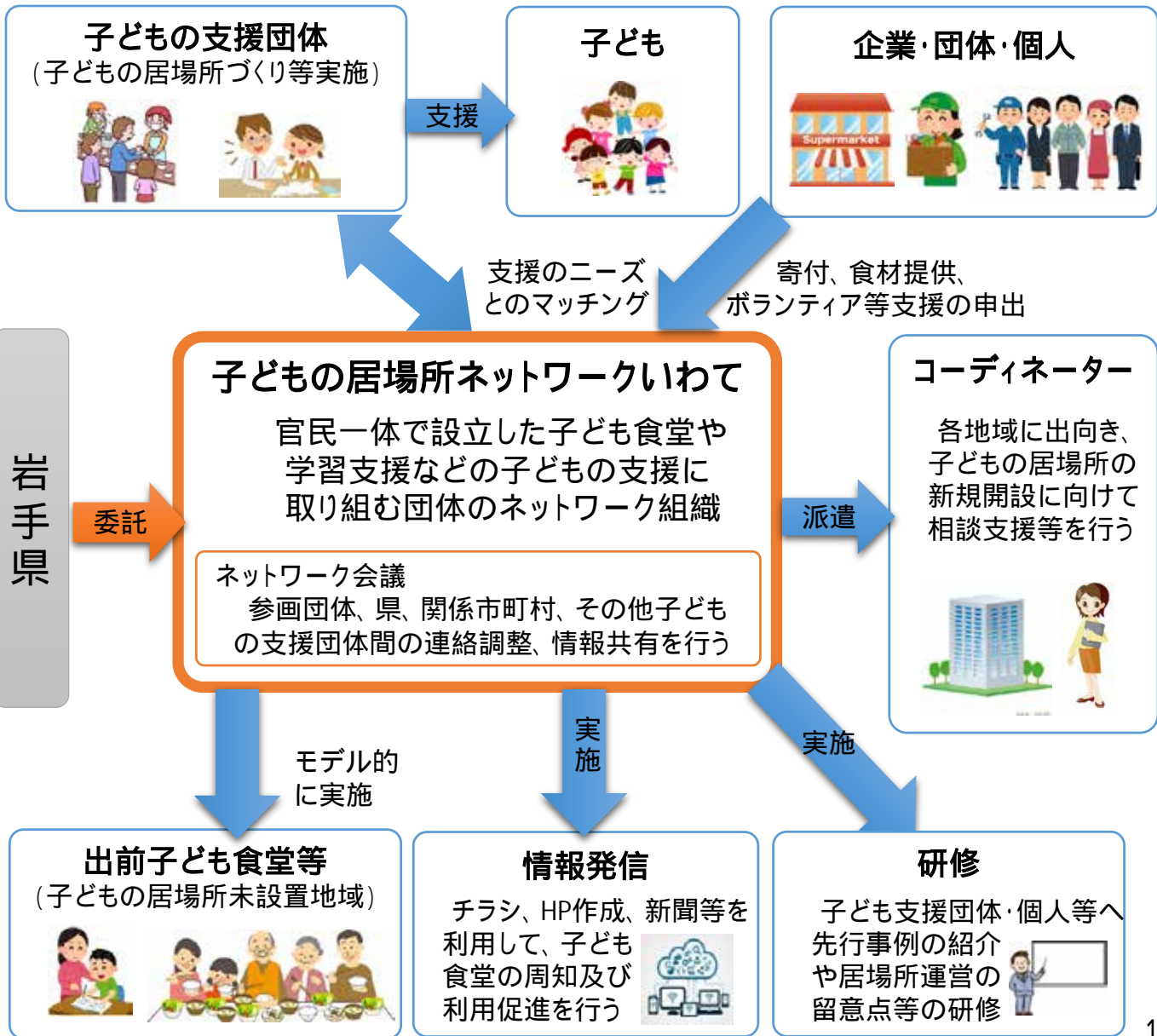
【事業概要】

岩手県子どもの居場所ネットワーク形成支援事業の実施

県内で子どもの学習支援など子どもの支援に取り組んでいる団体のネットワーク組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動を支援することによって、県内各地域における子どもの居場所づくりを推進し、企業と支援団体とのマッチング等の連携を促進するための取組を推進する。

子ども達と「支援」を結び付ける事業・連携体制の整備

子どもの支援に取り組む民間団体への委託により、子どもの居場所づくり事業についての新規開設支援や、情報発信、従事者向け研修実施等を行い各地域において子どもの貧困対策を推進する体制づくりに取り組む。



子供等支援事業・体制整備「子どもの居場所創設サポート事業」【神奈川県相模原市】

【事業概要】

子どもの居場所総合相談窓口

子どもの居場所に関する総合相談窓口を、市社会福祉協議会内に設置するとともに、専門の相談員を配置し、電話・メール・来所等の各種相談に対応する。

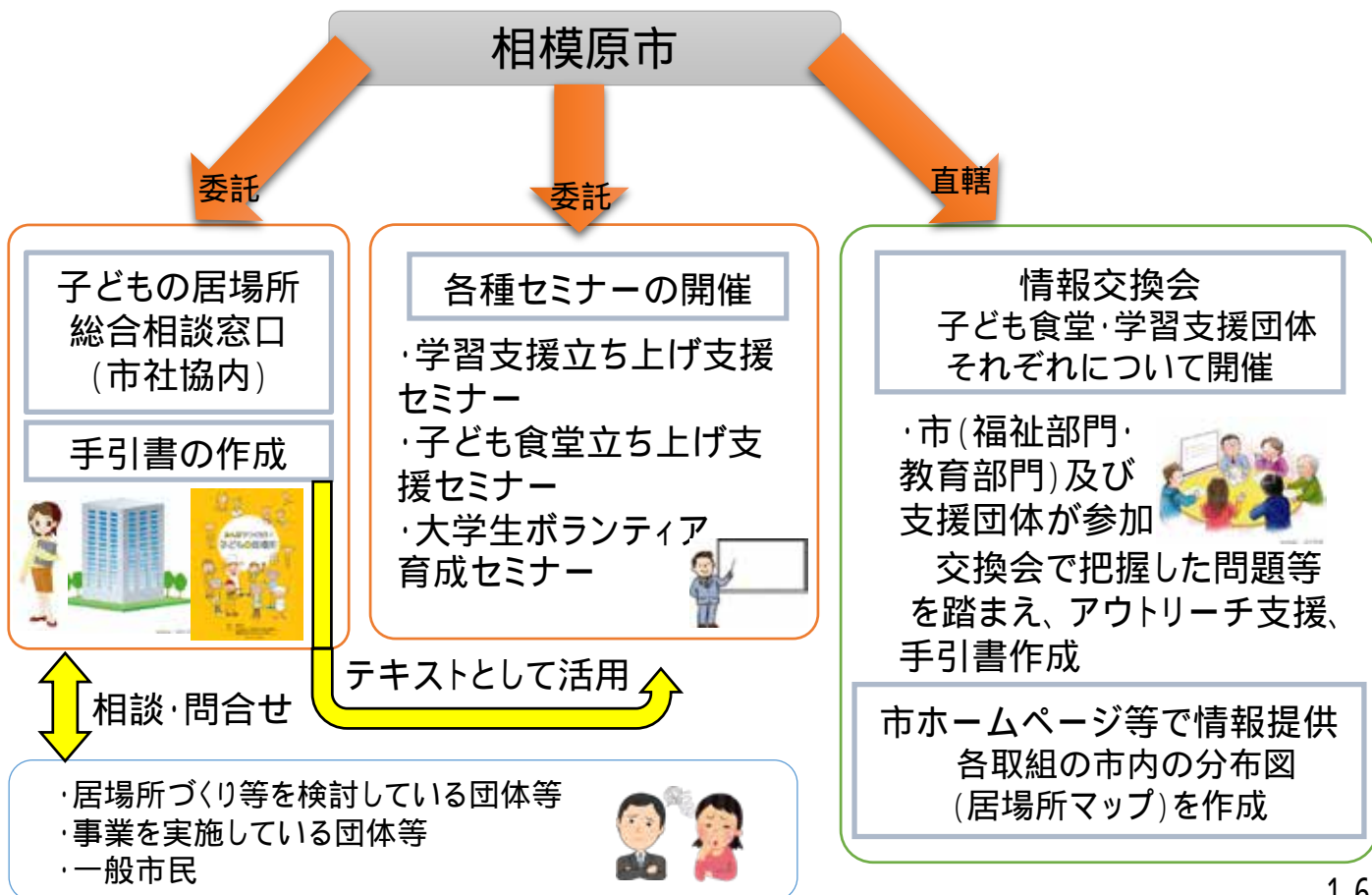
アウトリーチ支援

情報交換会で問題等を把握した、もしくは新規立ち上げの支援を行った居場所等への積極的なアウトリーチを行い、利用する子ども・保護者への声掛けを通して、支援ニーズの把握や専門的な支援機関の情報提供を行い、支援につなげる。

子どもの居場所立ち上げ支援セミナー

子どもの居場所を開催したい担い手を対象としたセミナーを開催。無料学習支援または子ども食堂など、目的に特化したセミナーを開催。

地域の子どもの居場所づくりに関連する取組情報の調査・収集および団体支援
支援団体、市、関係機関が一堂に会し、市の取組に対する意見聴取、情報交換(子ども食堂、学習支援団体)を行い、団体間で相互に運営上の課題の把握および解決策の共有などを行うことで、市と地域、民間団体の連携体制の整備・強化を行う。
また、各取組の市内の分布図(居場所マップ)を作成し、市ホームページ等で公開。



子供等支援事業・体制整備「小学校放課後補充学習事業」【佐賀県基山町】

「子ども生活実態調査」(平成29年度実施) 地域子供の未来応援交付金を活用

調査概要

町内の0歳から18歳の子供がいる1,507世帯を対象に、子育てをめぐる現状や、子育てするにあたって必要な教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施

調査結果

ひとり親家庭等生まれ育った家庭の事情で、衣食住、子供の進学等において差が出るなどの課題が出てきている。特に、必要な支援として、学校以外での学習支援を求める回答が、ひとり親家庭においてその割合がより高く、習い事ができない理由について、「経済的な理由」との回答が、ひとり親家庭では大半を占めていた。



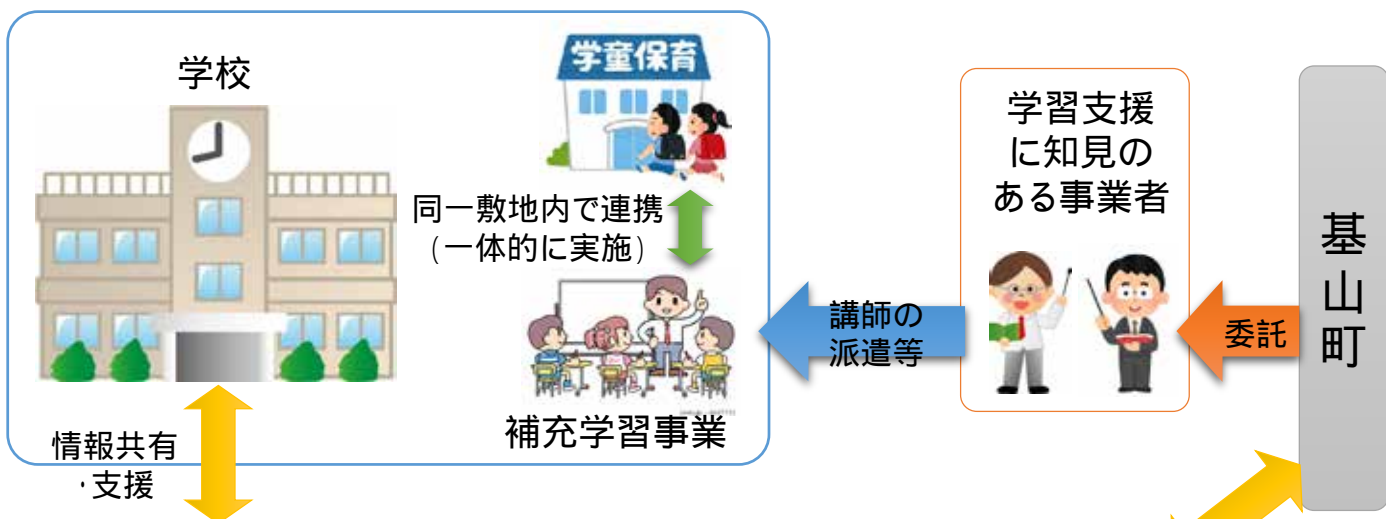
「ひとり親家庭等への学習支援が緊急に必要」という実態調査結果で明らかになった課題への取組を実施

「小学校放課後補充学習事業」(平成30年度～)

生まれ育った環境等で子供たちの学ぶ意欲・機会が阻害されないよう、貧困家庭にある子供達へのより多くの学習機会を提供するための学習支援策として補充学習を実施(学習支援に知見のある事業者に委託)。

- 小学校の敷地内で小学3年生を対象に実施
- 学校の敷地内に設置されている「放課後児童クラブ」と連携することにより、「子育て支援」と「学習支援」を一体的に実施
- 家計に負担のかからないよう、復習プリント等の自宅で学習できる教材を配布

事業を継続的なものとするために関係者会議を実施し、校長教頭会等で報告



関係者会議*

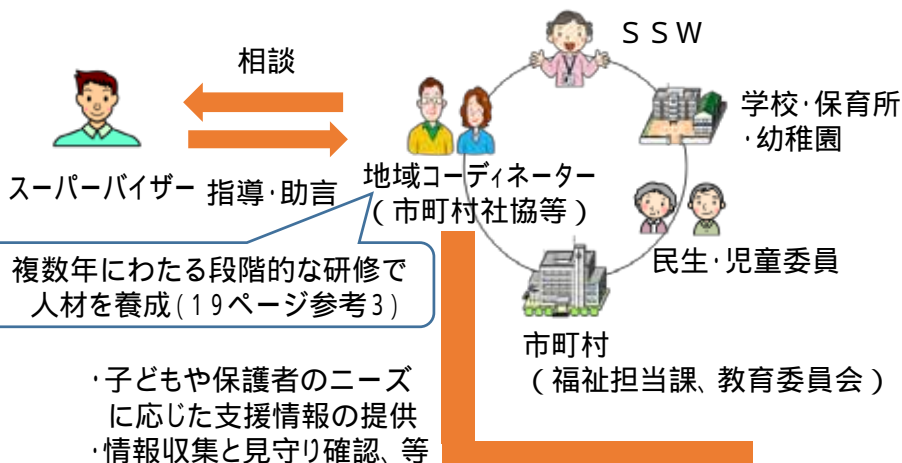
*町教育学習課長、こども課長、教育指導主事、支援員、学校区代表者、委託業者

情報共有
支援

子供等支援事業・体制整備「子ども食堂への支援」【高知県】

【事業概要】

- ・県社会福祉協議会に「子ども居場所づくり推進コーディネーター」を配置し、子ども食堂を支援するため、子ども食堂開設準備・スタッフ養成講座の開催、量販店等からの食材支援情報の提供を行う。
- ・子ども食堂運営団体、市町村社会福祉協議会等で構成された「高知家の子どもの居場所づくりネットワーク会議」を開催し、子ども食堂の運営等(食材、ボランティアの確保の仕組みや学校との連携)の課題について協議を行う。



子ども食堂をバックアップする高知県独自の取組(交付金事業以外)

高知家子ども食堂登録制度

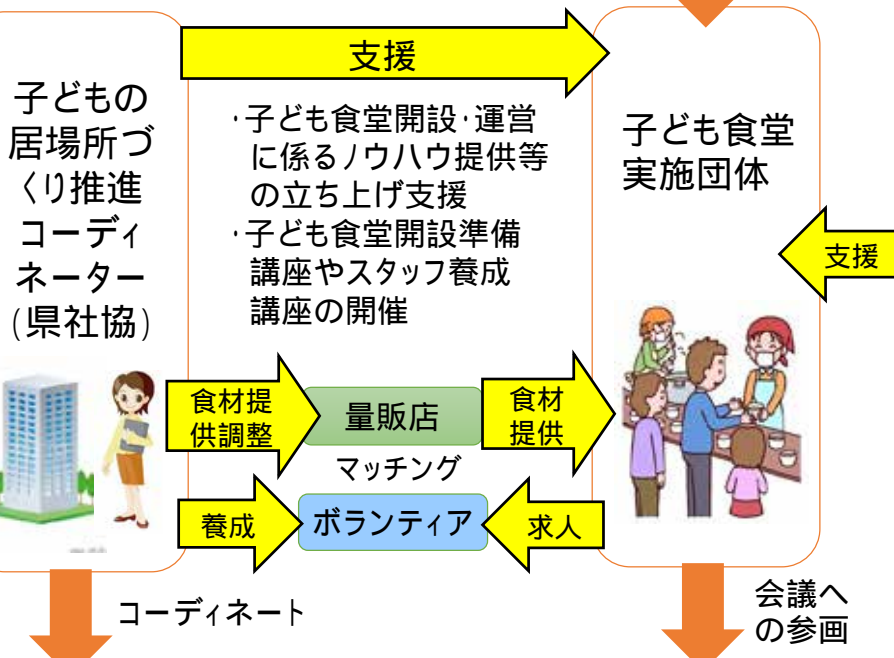
登録された子ども食堂の活動・開催状況等を広報

高知県子ども食堂支援基金

個人・企業の寄附金を活用した補助金で子ども食堂の開設経費、運営経費を補助

「あったかふれあいセンター」*などでの子ども食堂の実施

*年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点



高知家の子どもの居場所づくりネットワーク会議*

*子ども食堂実施団体(NPO等)、市町村社会福祉協議会、市町村及び県の関係課、教育委員会等



【平成31 / 令和元年度の取組】

- 養成した地域コーディネーターを子ども食堂の活動支援に活用(18ページ参考2)
- 「地域コーディネーター交流研修会」を開催し、意見交換や取組情報報告等を実施



養成した地域コーディネーターを活用

【平成30年度の取組】

< スキルアップ研修の実施 >

- 平成28、29年度基礎研修修了者の他、各市町村の生活困窮者自立相談支援機関担当者やスクールソーシャルワーカー等を対象に、**第2期スキルアップ研修**を行い、県外実践経験者による講演や子どもたちと「支援」を結びつける事業の企画づくり実習などを通じて、各地域における支援ネットワーク構築の中核を担う人材の育成を行う。
- また、研修ファシリテーターを配置し、参加者からの様々な意見に対し、自身の地域における活動・実践経験を通じた課題解決のヒントを示すとともに、多角的な視点からアドバイスを実施



研修の段階的实施

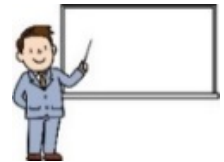
【平成29年度の取組】

< 基礎研修及びスキルアップ研修の実施 >

- 28年度の基礎研修に参加していない16市町村を主な対象者とした基礎研修を実施
- 28年度の基礎研修受講者を対象に**スキルアップ研修**を実施し、活動の幅を広げ更なる地域支援ネットワーク体制の整備に向けた取組を加速

【研修(グループワーク)内容】

- ・ 企業、NPO等が構築したネットワーク体制の効果的な活用方策
- ・ 支援を必要とする対象者の発見、支援施策へのつなぎの方策
- ・ 県外の実践経験者による講演 など



研修の段階的实施

【平成28年度の取組】

< 基礎研修の実施 >

- 子どもたちに関わる課題解決のための取組や仕組みづくり等において、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」、教育と福祉を「つなぐ」、各関係機関を「つなぐ」、3つの「つなぎ」役として、市町村が体制を整備し取組をする際の地域コーディネーターとなる人材確保を目的として、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO関係者等を対象に、「コーディネーター」の役割やグループワークで設定した子どもに関する課題への対応などを学ぶ**基礎研修**を実施。

8市10町村において、地域支援ネットワーク体制の整備に向けた取組がスタート

〔高知市、安芸市、南国市、土佐市、香美市、宿毛市、四万十市、土佐清水市、安田町、本山町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村、四万十町、黒潮町〕

「地域子供の未来応援交付金」スケジュール

交付決定	日程	
第1回目 当初予算(2月議会)計上する地方自治体 ただし、年度当初に実施が真に必要な事業のみ4月初旬に交付決定予定	1月下旬	交付申請受付開始
	2月中旬	交付申請締切
	5月下旬	交付決定予定
第2回目 補正予算計上(6月議会)する地方自治体	5月下旬	交付申請受付開始
	6月下旬	交付申請締切
	8月中旬	交付決定予定
第3回目 補正予算計上(9月議会)する地方自治体	8月上旬	交付申請受付開始
	9月中旬	交付申請締切
	11月上旬	交付決定予定

地域子供の未来応援交付金説明会開催の検討のお願い

本交付金を積極的に活用いただくためには、市町村担当者に制度概要、先進事業例など御理解いただく必要があります。つきましては、都道府県等で市町村担当者を対象とする説明会(複数の自治体担当者が集まる市町村主催の説明会も含む)を開催していただける場合は、内閣府職員の派遣等を行うこともできますので、検討いただきますようお願い申し上げます。

(ㄨ ㄜ)

【問合せ先】

内閣府政策統括官(政策調整担当)付子どもの貧困対策担当

Tel: 03 - 6257 - 1445

URL: <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>